十九 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

改	正	後	改	正	前
(同一種類かどうかの判定)			(同一種類かどうかの判定)		
9 - 5 - 4 法第47条第1]	項又は第5項(保険金等で	で取得した固定資産等の圧縮	9 - 5 - 4 法第47条第1Ⅰ	頁又は第5項(保険金等	で取得した固定資産等の圧縮
額の損金算入》の規定の通	通用上、連結法人が取得 等	ទをした固定資産がその滅失	額の損金算入》の規定の適	i用上、連結法人が取得	等をした固定資産がその滅失
等をした所有固定資産と同	同一種類の固定資産である	るかどうかは、耐用年数省令	等をした所有固定資産と同]一種類の固定資産であ	るかどうかは、耐用年数省令
別表第一に掲げる減価償	却資産にあっては同表に	掲げる種類の区分が同じで	別表第一に掲げる減価償却	印資産にあっては同表1	に掲げる種類の区分が同じで
あるかどうかにより、 <u>機</u> 板	成及び装置にあっては減値	西償却資産の耐用年数等に関	あるかどうかにより、 <u>同別</u>	表第二に掲げる減価償	<u>却資産にあっては同表</u> に掲げ
する省令の一部を改正する	3省令(平成 20 年財務省	令第 32 号) による改正前の	る設備の種類の区分が同じ	であるか又は類似する	ものであるかどうかによる。
耐用年数省令(以下9-6	5 - 11 において「旧耐用	年数省令」という。) 別表第			
<u>二</u> に掲げる設備の種類の[区分が同じであるか又は	類似するものであるかどう			
かによる。					

二十 交換により取得した資産の圧縮記帳

改	正	後	改	正	前
(取得資産を譲渡資産の譲渡	ー 度直前の用途と同一の用i	金に供したかどうかの判定)	(取得資産を譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかの判定)		
9 - 6 - 11			9 - 6 - 11		
<u>旧耐</u> 月	用年数省令別表第二			.その機械及び装置の属する而	时用年数省令別表第二
(注)			(注)		

二十一 貸倒引当金

改	正	後	改	正	前
(リース取引に係る売掛債権	[等)		(リース取引に係る売掛債権	在等)	
10 - 2 - 22			<u>10 - 2 - 21 Ø 2</u>		
		(廃 止)	(工事進行基準を適用した)	場合の未収金)	
			10 - 2 - 22 連結法人が工事(製造を含む。以下10 - 2 - 22 において同じ。)の		
			収益について法第64条第	1項又は第2項(工事の語	請負に係る収益及び費用の帰
			属事業年度》に規定する工事進行基準を適用している場合には、たとえ当該収		
			益に対応する工事収入金	を未収金として計上して	いるときであっても、当該工
			事の目的物の引渡しがあ	るまでは当該未収金は売	⋶掛債権等に該当しないこと
			<u>に留意する。</u>		

二十二 返品調整引当金

改	正	後	改	正	前
		(廃 止)	<u>(低価法を採用している場合</u>	合の売上原価の計算)	
			10 - 3 - 8 棚卸資産の評価	価額の計算について低価	<u>法を採用している連結法人が</u>
			当該棚卸資産の時価が原	価法による原価より低い	Nため時価を評価額としてN
			る場合において、当該原価と時価との差額を営業外費用として経理していると		
			きは、その差額は、令第	101 条第3項((売買利益	率)) の売上原価に含めるもの
			<u>とする。</u>		
(売買利益率の計算における	広告料収入)		(売買利益率の計算における	る広告料収入)	
<u>10 - 3 - 8</u>			<u>10 - 3 - 9</u>		

改	正	後	改	正	前
(売買利益率の計算	『の基礎となる販売手数料の範囲))	(売買利益率の計算の基礎となる販売手数料の範囲)		
10 - 3 - 9			10 - 3 - 10		
(返品債権特別勘定	を設けている場合の期末売掛金等)	(返品債権特別勘定を設ける	ている場合の期末売掛金等	()
<u>10 - 3 - 10</u>			<u>10 - 3 - 11</u>		

二十三 組織再編成に係る連結所得の金額の計算

改	正	後	改	正	前
(資産等の引継ぎに関する書類の提出)			(資産等の引継ぎに関する書類の提出)		
12 - 1 - 2			12 - 1 - 2		
令第 133 条の 2 第 8 項	į		令第 133 条の 2 第 7 耳	<u> </u>	
令第 139 条の 4 第 13 ፤	<u>頁</u>		令第 139 条の 4 第 12	<u>項</u>	

二十四 金銭の貸借とされるリース取引

改	正	後	改	正	前	
(借入金として取り扱う売買			(借入金として取り扱う売買	買代金の額)		
15 - 2 - 2			15 - 2 - 2			
<u>この節</u> において <u>15 - 2 - 2</u> において			<u>15 - 2 - 2</u> において <u>15 - 2 - 3まで</u> において			

•	
_	J
_	`

(廃 止)

(魔 山)

(園 山)

(本 会 の 2 第 2 項(金銭の貸借とされるリース取引)) の規定の適用がある場合において、譲渡人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する連結事業年度において賃借料等として損金経理をしているときには、当該リース料の額のうち元本返済額に相当する部分の金額については、法第31条第 1 項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法) に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。

(貸付金として取り扱う売買代金の額)

(貸付金として取り扱う売買代金の額)

(貸付金として取り扱う売買代金の額)

(賃付金として取り扱う売買代金の額)

二十五 外貨建資産等の換算等

改	正	後	改	正	前
17 - 2 - 2 <u>削 除</u>			おける為替相場)) に定め	貨建工事(2-4-20(例 る外貨建工事をいう。以下	<u> </u>
			の帰属事業年度》に規定 該収益に対応する工事収	する工事進行基準を適用し 入金を未収金として計上し	の請負に係る収益及び費用 している場合には、たとえ当 しているときであっても、当 法収金は外貨建債権に該当